

第3章 計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

基本計画を円滑に推進するに当たっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町村及び県が連携して、総合的・横断的に取り組んでいきます。

(1) 全庁的な推進体制の充実・強化

男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進についての意見を聴取するため設置している「千葉県男女共同参画推進懇話会」において、年度ごとに施策の実施状況について検証するとともに、専門的な見地から幅広く意見や助言を求め、基本計画を効果的に推進します。

また、庁内関係課担当者会議を活用し、基本計画における各課の実施状況や課題を共有するなど、連携を強化し効果的なDV防止施策・被害者支援に取り組んでいきます。

(2) 女性サポートセンターを核とした連携強化

中核的配偶者暴力相談支援センターである「千葉県女性サポートセンター」では、各地域の関係機関によるDV被害者支援連絡会議の開催等により、DV被害者支援についての共通認識を関係機関と深めるとともにDV相談員への助言、情報提供等を行い連携強化を図っていきます。

また、県と市の配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所などの関係機関や団体との情報共有や一層の連携を図り基本計画に係る施策を推進します。

(3) 市町村との連携強化

DV被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制を構築するためには、市町村との連携が不可欠であることから、本計画では基本目標として「市町村におけるDV対策の促進」について位置づけたところであり、市町村DV対策担当課長会議、地域別会議など、あらゆる機会を捉えて市町村との連携支援体制を強化します。

(4) 家庭等における暴力対策ネットワーク会議

DVや児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体で組織する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」及びその実務者会議において、連絡調整や情報の共有化を図ることにより、

基本計画を効果的に推進します。

(5) DV被害者支援活動団体連絡会議

DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報の共有及び連携強化を図り、基本計画を効果的に推進します。

2 DV被害者の実態の把握・分析

DV相談の内容や一時保護所入所者の聞き取り調査から被害の状況や被害者の実態について把握・分析し、必要に応じ施策の見直しや改善を図るなど、結果を今後の施策の推進に反映させていきます。

3 計画の適正な進行管理

毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行います。

また、計画の進捗状況等については、「千葉県男女共同参画推進懇話会」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めます。併せて、県民に推進状況及び評価結果を公表します。

4 計画の見直し

DV防止法の改正・国の基本方針の見直しや、上記2の被害者の実態把握・分析の結果、上記3の評価結果などにより、新たに盛り込むべき事項が発生した場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。その際は、「千葉県男女共同参画推進懇話会」からの意見をはじめ、市町村等広く関係者の意見を聴取します。